

コピーワンスの緩和に関する検討経緯について

2007年7月17日 権利者記者会見配布資料

実演家著作隣接権センター・CPRA



1. 「デジタルコンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の設置



主査	村井 純	慶應義塾大学
	大山 永昭	東京工業大学
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	土井美和子	(株)東芝
	長田 三紀	地婦連
	浅野 睦八	日本IBM
	池田 朋之	(株)テレビ東京
	石井 亮平	NHK
	石橋 庸敏	(社)日本ケーブルテレビ連盟
	稲葉 悠	(株)東京放送
	岩浪 剛太	(株)インフォシティ
	植井 理行	(株)東京放送
	大淵 哲也	東京大学
	河村真紀子	主婦連
	岸上 順一	NTT
	佐藤 信彦	(株)フジテレビジョン
	椎名 和夫	芸団協CPRA
	菅原 瑞夫	JASRAC
	関 祥行	(株)フジテレビジョン
	高田 真治	日本テレビ放送網(株)
	竹中 一夫	NHK
	田胡 修一	(株)日立
	所 真理雄	ソニー(株)
	中島不二雄	松下電器産業(株)
	中村伊知哉	慶應義塾大学
	野坂 章雄	KDDI(株)
	生野 秀年	(社)日本レコード協会
	福田 俊男	(株)テレビ朝日
	堀 義貴	(株)ホリプロ
	依田 巽	日本経団連

【コピーワンスの緩和に係る検討経緯】

第1回	2006年9月28日	委員会の方向性を確認
第2回	2006年10月6日	補償金制度との関連
第3回	2006年10月24日	諸外国の動向等
第4回	2006年11月21日	JEITAおよび放送事業者からの説明
第5回	2006年11月27日	インテルから説明、諸外国の動向等
第6回	2006年12月5日	JEITA再びEPNを主張
第7回	2006年12月19日	「緩和の方式」に関する整理
第8回	2007年1月23日	他案件
第9回	2007年1月29日	他案件
第10回	2007年2月9日	他案件
第11回	2007年2月22日	他案件
第12回	2007年3月9日	機器の動作等に関する整理
第13回	2007年3月29日	JEITA見直し代替案に関する整理
第14回	2007年4月18日	主査「COG+N回」を提案、WG設置
第15回	2007年5月15日	他案件
第16回	2007年6月1日	他案件
第17回	2007年6月15日	他案件
第18回	2007年6月26日	検討状況の整理
第19回	2007年7月12日	主査「COG + 10回」を提案

2. 委員会冒頭におけるそれぞれの主張



【JEITAの主張】

EPNはネットへの送出手を禁じており、CPRM対応の機器でしかコピーできないのでコピーフリーではなく、コピーワンス緩和策として最適。EPN以外の緩和策を採用する場合、DTCPルールの変更を申請するなどの必要があり非現実的。

【消費者の主張】

コピーワンスの運用下において、ムーブの失敗など消費者は多大な不便を強いられている。EPNに変更して、ユーザーの利便性を確保するべきである。

【権利者の主張】

コピーワンスルールの策定に権利者は参加していない。またムーブの失敗については、単にメーカーが製造した機械が「ムーブが可能である」という要求仕様を満たしていないだけの話であってコピーワンスとは別の話。EPNは、今後すべての機器がCPRMに対応するので、ネットに送出不可能以外は世代も枚数も管理できない事実上のコピーフリーであり反対。現行のコピーワンスとEPNの間の運用の道があるのではないか？

【放送事業者の主張】

現行のコピーワンスについて説明が不十分なところは補って、前向きに検討していきたい、

2011年のデジタル放送への全面移行の確実な実現を図る観点から、放送事業者、受信機メーカー等関係者に対し、以下に示す方向性の下に、早急に検討に着手することを要請する。

現在、デジタル放送の全ての放送番組は、「コピーワンジェネレーション」の取り扱いとなっているが、これらを「EPN」の取り扱いとしていく方向で検討し、本年12月までの可能な限り早期に、その検討状況を公表すること。

デジタルチューナー内蔵の録画機等の利用者から、(ア)「コピーワンジェネレーション」の下では、視聴者が、「ムーブ」を行う際、オリジナルのバックアップを保持しておくことが困難となっていること、(イ)「ムーブ」が失敗すると、オリジナルの放送番組、DVDに途中まで記録された放送番組の双方が使用不能となること、等の指摘があることを踏まえ、これらの指摘に応えるための受信機側の具体的な対応のあり方を検討し、本年12月までの可能な限り早期に、その検討状況を公表すること。

公表の具体的な方法は、放送事業者、受信機メーカー等による公開、当審議会等に対する適時の説明と、その内容に対する意見募集の形で行うことを想定する。当審議会における意見や、意見募集に寄せられた意見の内容によっては、必要に応じて、著作権管理団体、消費者団体等関係者の参加を得て、以下のア、イ及びウの内容に沿って、所要の対応について検討等を行うこととする。

5 . 検討経緯 (前半)



第1回2006年9月28日

現行のコピーワンスルールの策定に権利者が参加していないことを確認。
検討委員会での議論がEPNを前提としていないことを権利者が確認。

第2回2006年10月6日

補償金制度について文化庁よりヒアリング。

第3回2006年10月26日

諸外国の動向等1

権利者から、ムーブの失敗が発生する理由について、JEITAに事実関係の報告を求める。

第4回2006年11月21日

ムーブの失敗について、JEITAは放送事業者の言うとおり機器を作っているだけと表明し、放送事業者は反発。

ムーブ自体を規定しているのは、放送事業者が定めているARIBの運用規程であることが判明。

ムーブの失敗に関する技術的な説明中にメーカー委員から同一筐体の機器内のコピーについてはDTCPに縛られないとの発言があり、権利者は事実関係の確認を要求。

第5回2006年11月27日

諸外国の動向等2

DTCPを管理するインテルが出席して、同一筐体の機器内のコピーについてはDTCPに縛られないことを確認。

DTCPに縛られないことが確認できたため、現行のコピーワンスとEPNの間の中間的な運用の可能性について権利者から提案。

これまでのJEITAの説明にDTCPとの関連で事実と異なる点があったことについて批判が集中。

第6回12月5日

JEITAが7月24日付けのペーパーを再度提出してEPNを主張するも、そうしたJEITAの姿勢について消費者、権利者から批判が集中。

平成18年7月24日

「コピーワンス」等著作権保護の見直しに関するJ E I T A 意見
—「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」における議論を踏まえて—

（社）電子情報技術産業協会
デジタル家電部会・コンテンツ保護検討委員会

情報通信審議会「第二次中間答申」では、視聴者のデジタル放送の受信環境を円滑に整備する観点から、デジタル放送受信機の普及推進に加え、「コピーワンス」等著作権保護の運用の見直しが検討すべき課題であると提起された。

この課題提起に対し、J E I T A としては、ユーザ利便性の観点から、現在運用されている「コピーワンス（1世代コピー可：COG）」から、放送運用規定で規定されている「出力保護（E P N）」に運用の見直しを提案した。

地上放送という極めて公共性の高い基幹放送であることを踏まえ、良質なコンテンツが継続して流れる環境を整えるために、諸外国の状況や有料放送における運用との関係等を考慮し、アナログ時と比べ視聴者の利便性が合理的な範囲で確保されることが求められていることを配慮すると「出力保護：E P N」へ運用見直しが基本と考える。

一方、2006年12月全国展開により視聴可能世帯が80%を超えるという新たな段階となることを鑑みるに、「コピーワンス」への関心が高まり視聴者からの指摘も急増することが予想されることから、何らかの対応が必要。このまま議論の平行線が続くことはユーザにとって不利益な状態が続くこととなり、普及障害要因になるものと思われる。従って、E P Nを原則としつつ、放送番組がCOGである必要性を合理的に判断できる一部の番組に限り、COG運用をE P Nと併用することを、2011年の完全デジタル移行のファーストステップとして前向きに考えたい。

2011年のデジタル完全移行に向け、2006年12月の全国展開という新たな段階という状況認識を踏まえ、COG運用をE P Nと併用運用することは前述のようにファーストステップに過ぎず、円滑な受信環境を具現化するためには継続的に視聴者の反応を見た上で、常に視聴者の視点で適切な処置をすることが、国を初めとする関係者の間で求められているものと理解している。そのためには、透明度を保ったプロセス、継続的な検討の場が今後とも必要と考える。

また、あわせて、コンテンツ保護に対する視聴者理解促進の観点から、放送事業者より視聴者に対して十分な説明を早急を実施して頂くことを要望する。J E I T A としても可能な限り協力していきたい。

最後に、COG運用をE P Nと併用して運用するにあたっては、新たな運用となるので視聴者、放送等での混乱を回避するための十分な事前協議をお願いする。

以上

第6回議事録のURL

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/digitalcontent/pdf/061205_2.pdf

7. 検討経緯(後半)



第7回2006年12月19日

再度インテルから事実関係を聴取。
権利者は補償金制度との関連に言及。
放送事業者は、「緩和」に必要な「ARIB運用規定」の改訂に同意。

第12回2007年3月9日

再びなぜEPNではいけないのかとの議論となるが、一方で消費者から「消費者は無制限なコピーを望んでいるわけではなく、枚数を探りながら制限を感じさせないようなコピーをさせてくれと主張している」との発言。

第13回2007年3月29日

JEITA委員より、コピーワンスの見直しにおける代替案(枚数制限等を含む)に関する課題の整理が提出されるが、具体的な「緩和策」に関する言及がまったくなかったことについて消費者、権利者ともに批判。
消費者、権利者の質問に対して、JEITAは「枚数制限」を検討する余地はありと表明。
主査から、「緩和策」として、何らかの回数制限を伴う方式を次回提案すると表明。

第14回2007年4月18日

主査より、コピーワンスの緩和について「COG蓄積 + N回」の方向が示され、同時にメーカーと放送事業者によるWGを設置することを発表。
消費者は「制限を感じさせない回数」を主張。
実演家は、「緩和」の前提として補償金制度があることを再度確認。また許容し得るN回については「3回 + 1個」を主張。
映画製作者は、許容し得る回数について「1回 + 1個」を主張。
JEITAも回数制限に同意。

第16回2007年6月1日

JEITAが文化庁の小委員会で私的録画補償金制度の廃止を主張したことについて、権利者から抗議。

第18回2007年6月26日

JEITAからコピーワンスの改善については、主査の提案を尊重するとの表明

第19回2007年7月12日

主査より、N回を10回とする提案。
消費者は受け入れを表明。また、海賊版の横行等を防ぐための啓蒙活動等に協力することを表明。
実演家は、10回は到底納得できないが、検討委員会の成果を尊重するものとし、補償金制度による成果の還元が不可能となったり、海賊版の横行などの事態となった場合には、いつでも再度適当なN回を検討することを求める立場を留保することを表明。
音事協は、知財大国の掛け声とは裏腹な権利制限の風潮を批判。10回は聞き置くが、もし10回で運用されるならば、すべての地上放送に、違法複製物流通を防ぐためにの透かしを入れるべきと主張。
映画製作者は映画産業の苦渋を説明、10回は到底受け入れがたいが席を立つことはしないと表明。